

学校等の既卒者か中退者が応募可能な新卒求人の申込みや募集を新たに行う
事業主の皆さまへ

三年以内既卒者等採用定着奨励金のご案内

～平成31年3月31日までに募集等を行い、平成31年4月30日までに対象者を雇入れた事業主が対象です～

学校等の既卒者や中退者の応募機会の拡大および採用・定着を図るため、既卒者等が応募可能な新卒求人の申込みまたは募集を新たに行い、採用後一定期間定着させた事業主に対して奨励金を支給します（三年以内既卒者等採用定着奨励金）。

これまで既卒者等の募集を行っていなかった事業主の皆さまには、積極的に既卒者等が応募可能な求人を提出いただきますよう、お願いいたします。

奨励金の対象者

以下の学校等を卒業または中退した者で、これまで通常の労働者として同一の事業主に引き続き12か月以上雇用されたことがない者

- ① 学校(小学校および幼稚園を除く)、専修学校、各種学校、外国の教育施設の卒業者、または中退者
- ② 公共職業能力開発施設や職業能力開発総合大学校の職業訓練の修了者、または中退者

奨励金の支給額

事業主が、対象者を雇入れて一定の要件（P2参照）を満たした場合に、企業区分、対象者および定着期間に応じて下表の支給額を支給します。

企業区分	対象者 (奨励金コース名)	1人目			2人目		
		1年 定着後	2年 定着後	3年 定着後	1年 定着後	2年 定着後	3年 定着後
中小企業 (※2)	既卒者等 コース	50万円 ^{※1}	10万円	10万円	15万円 ^{※1}	10万円	10万円
	高校中退者 コース	60万円 ^{※1}	10万円	10万円	25万円 ^{※1}	10万円	10万円
それ以外の 企業	既卒者等 コース	35万円 ^{※1}	—	—	—	—	—
	高校中退者 コース	40万円 ^{※1}	—	—	—	—	—

※1 若者雇用促進法に基づく認定企業（ユースエール認定企業）の場合は、いずれも**10万円が加算**されます。

※2 中小企業とは、業種ごとに下表に該当するものをいいます。

小売業・飲食店	資本金もしくは出資の総額が5千万円以下または常時雇用する労働者数50人以下
サービス業	資本金もしくは出資の総額が5千万円以下または常時雇用する労働者数100人以下
卸売業	資本金もしくは出資の総額が1億円以下または常時雇用する労働者数100人以下
その他の業種	資本金もしくは出資の総額が3億円以下または常時雇用する労働者数300人以下

奨励金の支給要件

この奨励金の支給要件は、コースごとに以下の通りです。

【既卒者等コース】

- (1) 既卒者・中退者が応募可能な新卒求人(※1)の申込みまたは募集を行い、当該求人・募集に応募した既卒者・中退者を通常の労働者(※2)として雇用したこと(少なくとも卒業または中退後3年以内の者が応募可であることが必要です)
- (2) 当該求人の申込みまたは募集前3年度間において、既卒者等が応募可能な新卒求人の申込みまたは募集を行っていないこと

【高校中退者コース】

- (1) 高校中退者が応募可能な高卒求人の申込みまたは募集を行い、当該求人・募集に応募した高校中退者を通常の労働者として雇用したこと(少なくとも中退後3年以内の者が応募可であることが必要です)
- (2) 当該求人の申込みまたは募集前3年度間において、高校中退者が応募可能な高卒求人の申込みまたは募集を行っていないこと

※1 学校(小学校及び幼稚園を除く)等に在学する者で、卒業若しくは修了することが見込まれる者(学校卒業見込者等)であることを条件とした求人または学校卒業見込者等および学校等の卒業生・中退者であることを条件とした求人。なお、高校中退者が応募可能な高卒求人は除きます。

※2 通常の労働者とは、直接雇用であり、期間の定めがなく、社内の他の雇用形態の労働者(役員を除く)に比べて高い責任を負いながら業務に従事する労働者をいいます。

奨励金の不支給要件

以下のいずれかに該当する場合、この奨励金は支給されません。

1	対象者の雇入れを行った事業所の事業主または取締役の3親等以内の親族(配偶者、3親等以内の血族および姻族をいう。以下同じ)の対象者を雇用した事業主
2	基準期間(対象者の雇入れ日の前日から起算して6か月前の日から1年6か月を経過する日までの期間をいう)に、当該雇入れに係る事業所の雇用保険被保険者を事業主都合により離職させた事業主
3	基準期間に対象者を雇用した事業所において、特定受給資格者となる離職理由のうち離職区分1 Aまたは3 Aに区分される離職理由により離職した者の数を、事業所全体の雇用保険被保険者数で除した割合が6%を超えている(当該離職者数が3人以下の場合を除く)事業主
4	過去1年間に、対象者を雇用していた事業主と資金的・経済的・組織的関連性等から密接な関係にある事業主
5	対象者に対して、支給対象中に支払うべき賃金を支払っていない事業主
6	ハローワーク等の紹介時点または募集時点と異なる労働条件により対象者の雇入れを行い、対象者に対し労働条件に関する不利益または違法行為があった事業主
7	高齢者雇用確保措置を講じていないことにより、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」第10条第2項に基づき、当該確保措置を講ずべきことの勧告を受けている事業主
8	対象者を雇用した事業所において、出勤状況および賃金の支払い状況等を明らかにする書類(労働者名簿、賃金台帳、出勤簿など)を整備・保管していない事業主
9	当該雇入れに係る求人票または募集要項等において、対象者が応募可能であることが確認できない事業主
10	当該雇入れに係る雇用保険被保険者資格取得の届出を行っていない事業主
11	雇入れ日の前日から過去3年間に、当該雇入れに係る事業所と雇用、請負、委任の関係にあった対象者、または出向、派遣、請負、委任の関係により当該雇入れに係る事業所において就労したことのある対象者を雇用した事業主
12	雇入れ日の前日から過去3年間に、当該雇入れに係る事業所において、通算して3か月を超えて訓練・実習等を受講等したことがある対象者を雇用した事業主
13	助成金の支給または不支給の決定に係る審査に必要な書類等を整備・保管していない事業主
14	助成金の支給または不支給の決定に係る審査に必要であると管轄労働局長が認める書類等を管轄労働局長の求めに応じ提出または提示する、管轄労働局の実地調査に協力する等、審査に協力する事業主以外の事業主
15	過去3年間に雇用保険二事業の助成金等について不正受給の処分を受けている事業主
16	支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度における労働保険料の滞納がある事業主
17	支給申請日の前日から起算して過去1年間に労働関係法令違反により送検処分を受けている事業主
18	風俗営業等を行うことを目的とする事業所の事業主
19	暴力団に関係する事業主
20	支給申請日または支給決定日時点で倒産している事業主
21	国、地方公共団体、特定独立行政法人、特定地方独立行政法人の事業主
22	供給調整の対象となる助成金の支給を受けている事業主

支給申請の流れ



新卒求人の申込みまたは募集を行う際、以下の書類を労働局に提出してください。

【提出書類】

- ①当該求人・募集に係る求人票または募集要項等
- ②当該求人・募集前3年度間の新卒者を対象とした求人票または募集要項等

※ここで提出いただいた資料については、支給申請時の提出は必要ありません。

支給要件を確認するため、支給申請書とあわせて以下の書類等を労働局に提出してください。

【提出書類】

- ①対象労働者との労働契約について確認できる書類またはその写し
- ②対象労働者の卒業や退学の実事実およびその時期が確認できる書類
- ③対象労働者の支給対象期中の出勤状況が確認できる書類★
- ④対象労働者に対して支給対象期中（下欄参照）に支払われるべき賃金について支払ったことが確認できる書類★
- ⑤ユースエール認定企業の場合、認定通知書の写し
- ⑥誓約書
- ⑦その他奨励金の要件を確認するために必要となる書類★

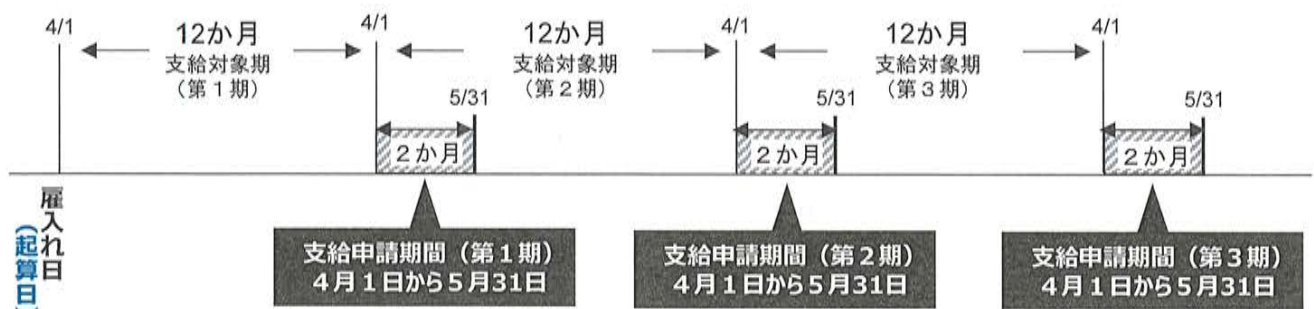
※第2期、第3期の支給申請時にも、★の書類及び前期の支給決定通知書を提出していただきます。

支給対象期について

- 助成金は、支給対象期（※）ごとに、最大3回に分けて支給します。
- 支給申請は、支給対象期ごとに、労働局またはハローワークで行ってください。
- 支給申請期間は、各支給対象期の末日の翌日から2か月以内です。申請期限を過ぎると奨励金を受給できなくなりますのでご注意ください。

※ 支給対象期は、当該雇入れの日から起算して12か月ごとに区切った期間です。

【例：4月1日に中小企業が既卒者等を雇い入れた場合】



<参考>

「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」における関連規定

事業主等が青少年の募集および採用に当たって講ずべき措置として、指針に以下が規定されています。指針に沿って、既卒者について新規卒業予定者の採用枠に応募できるような募集条件を設定いただきますようお願いいたします。

<事業主等が青少年の募集及び採用に当たって講ずべき措置（指針第二の二）>

三 意欲・能力に応じた就職機会の提供等

事業主は、青少年の募集及び採用に当たり、就業等を通じて培われた能力や経験について、過去の就業形態や離職状況、学校等の卒業時期等にとらわれることなく、人物本位による正当な評価を行うべく、次に掲げる措置を講ずるように努めること。

（一） 学校等の卒業者の取扱い

意欲や能力を有する青少年に応募の機会を広く提供する観点から、学校等の卒業者についても、学校等の新規卒業予定者の採用枠に応募できるような募集条件を設定すること。当該条件の設定に当たっては、学校等の卒業者が卒業後少なくとも三年間は応募できるものとする。また、学校等の新規卒業予定者を募集するに当たっては、できる限り年齢の上限を設けないようにするとともに、上限を設ける場合には、青少年が広く応募することができるよう検討すること。

～ ご注意～

■ 関係書類は5年間保存してください

この助成金を受給した事業主は国の会計検査の対象になることがありますのであらかじめご了承ください。検査の対象となった場合は、ご協力をお願いします。また、検査には関係書類が必要となりますので、関係書類については、支給の日が属する年度の翌年度の初日から起算して5年間整理保存してください。

■ 実態と異なる書類等を作成して奨励金を受給しようとすることは不正受給に当たります

偽りその他不正な行為によって助成金の支給を受け、または受けようとした場合は、不支給決定または支給決定の取消が行われます。この場合、すでに支給された助成金については全額を返還していただくとともに、不支給決定または支給決定の取消を受けた日以後3年間は各種助成金の支給を受けることができません。さらに、特に悪質なものについては、公表する場合や詐欺罪などにより刑罰に処される場合があります。

奨励金の受給に当たっては、このほか、各種要件があります。

ご不明な点については、最寄りのハローワークまたは各都道府県労働局へお問い合わせください。